

(平成19年3月13日)

広島大学における科学者の行動規範について

声 明

科学研究とは、科学者が純粋な知的好奇心や社会からの要請に基づいて未知の領域に果敢に挑み、新たな知を創造する行為である。同時代はもちろん後世の科学者の厳密な批判と評価に耐え抜いた科学研究の成果のみが、人類の平和と幸福、社会の発展に資するための人類社会の知的共有財産となりうる。

広島大学ではその理念として、「平和を希求する精神」、「新たなる知の創造」、「豊かな人間性を培う教育」、「地域社会・国際社会との共存」、「絶えざる自己変革」の5原則を謳っており、本学において科学研究に携わる者はこの理念の下で誇りを持って人類社会に貢献することを責務としている。

科学研究に携わる者は、自由な発想と自立性が保証された中で真理を探索し得るといった特別の権利を有している反面、社会に対して透明性を持った説明責任を果たす義務を有することは言うまでもない。

このような科学研究の重大な責務に鑑み、科学研究に携わる者は研究活動を行う上でも自立的かつ厳格な行動規範に従うことが求められている。特に大学は次世代を担う科学者を育成する機関であり、そこで科学研究に携わる者にはより高度の行動規範の遵守が求められている。これらの基本的な認識の下に広島大学は日本学術会議が作成した「科学者の行動規範」(平成18年10月3日)を尊重し、本学の科学者の行動規範を策定した。

19 3 13

()
()
()